

掛川市規則第 26 号

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 28 年 3 月 31 日

掛川市長

(別紙)

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1号、第3号から第6号まで、第11号及び第14号」を「第1号から第5号まで及び第8号」に改め、同条第1号から第9号までを次のように改め、同条第10号から第16号までを削る。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）第4条第1項の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に関する事。
- (2) 法第4条第8項の協議（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 法第5条第1項の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。
- (4) 法第5条第4項の協議（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。
- (5) 法第18条第1項の許可に関する事。
- (6) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに除去及び移転（第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。
- (7) 法第50条の規定による報告の要求（第1号から前号まで、第8号及び第9号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。
- (8) 法第51条第1項の規定による処分（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為及び同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。
- (9) 法第51条第3項の規定による措置及び公告（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

掛川市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年掛川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「~~（第1号、第3号から第6号まで、第11号及び第14号）~~」を「~~（第1号から第5号まで及び第8号）~~」に改め、同条第1号から第9号までを次のように改め、**同条第10号から第16号まで**を削る。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下~~第9号までこの項~~において「法」という。）第4条第1項の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に関する事。
- (2) 法第4条第8項の協議（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）に関する事。
- (3) 法第5条第1項の許可（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。
- (4) 法第5条第4項の協議（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。
- (5) 法第18条第1項の許可に関する事。
- (6) 法第49条第1項の規定による立入調査、測量並びに除去及び移転（第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。
- (7) 法第50条の規定による報告の要求（第1号から前号まで、第8号及び第9号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。
- (8) 法第51条第1項の規定による処分（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為及び同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）に関する事。
- (9) 法第51条第3項の規定による措置及び公告（前号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。